

平成18年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の文章を読んで、あとの問に答えなさい。

X女(以下「X」という。)は、職場の同僚A男と平成15年6月に婚姻したが、平成16年5月に離婚した。Xは、公務員でも、公職選挙の候補者でもなく、過去にこれらの立場にあったこともない。また、Xはこれまで、政治家になる意思を示したことはなく、政治とのかかわりをもったこともない。ただ、故人であるXの祖父Bは、生前著名な衆議院議員であり、議員を引退する際、自分の親族から再度衆議院議員を出したい旨の強い希望を述べていた。

Yは、雑誌、図書の印刷、発行および販売等の事業を営む株式会社であり、「週刊SB」と題する週刊誌を発行している。その平成16年6月25日発売号(以下「本件雑誌」という。)には、これまで国会議員が関与したまたは関与した可能性のある重大な事件等の特集が掲載され、約70万部発行される予定であった。その特集の付録には、将来政治家になる可能性のある人に関する記事があり、そこには、Xが約1年で離婚した事実と、遺伝する可能性の高い病気にXが罹患していることが離婚原因の一つであることを示唆する記述、さらに、その病名と病気の特徴等についての説明が加えられる予定であった(以下Xに関する記事を「本件記事」という。)

Xは、Y側の取材から事情を察知し、取材の中止と本件記事の掲載中止をYに申し入れたが、受け入れられなかった。そこでXは、同年6月20日に、本件記事は、Xのプライバシー権を侵害すると主張して、Yに対し、仮処分手続をもって、本件記事の切除または削除をしないままに本件雑誌の販売、無償配布または第三者への引渡しをすることの差止めを求めた。同日の審尋で、Yは主に、①本件記事は、将来政治家になる可能性のあるXのプライバシー権を不当に侵害するものではない、②Xが求める差止めを認めると、事実上本件雑誌の発行ができなくなり、それは、Yの表現の自由および国民の知る権利を侵害するため、憲法上許されない等と主張した。

問 憲法上、裁判所はXが求める差止めを認めることができるかどうかにつき、関連する判例・学説にふれつつ、答えなさい。(配点：60点)

(憲法)

第2問

立法（立法不作為を含む。以下同じ。）の内容が違憲であることを理由として、国会議員の立法行為が国家賠償法上違法と評価されるのは、どのような場合か。具体例を挙げつつ、述べなさい。（配点：40点）